

事 務 連 絡

平成 28 年 3 月 3 1 日

都道府県
各 指定都市 不妊に悩む方への特定治療支援事業担当者 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

不妊に悩む方への特定治療支援事業 Q & A（追加分）の送付について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格段のご配慮を賜り深く感謝申し上げます。

不妊に悩む方への特定治療支援事業の取扱いに係る Q & A（追加分）を別添のとおり作成しましたので、参考としていただきますようお願いします。

【問い合わせ先】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

予算係 平井

TEL 03-5253-1111（内 7936）

(別添)

「不妊に悩む方への特定治療支援事業 Q & A」(追加分)

Q1. 主治医の治療方針に基づき、採卵前に男性不妊治療を行った場合、治療開始日は、男性不妊治療の治療開始日でよいか。また、妻の年齢の判断は、男性不妊治療開始日で判断することで良いか。

A1. 主治医の治療方針に基づき採卵前に男性不妊治療を行った場合の治療開始日は、男性不妊治療の治療開始日となる。妻の年齢についても同様に男性不妊治療の治療開始日で判断することとする。

例) 男性不妊治療開始時 →妻の年齢 42歳

妻の治療開始時(採卵) →妻の年齢 43歳の場合であっても助成対象となる。

Q2. 平成27年度補正予算では、以前(27年度中)に実施した男性不妊治療で採精・凍結した精子を使用して特定不妊治療を実施し、本事業施行後に治療が終了した場合は、男性不妊治療を助成の対象として差し支えないものとしているが、平成28年度助成分については、どの時点の男性不妊治療が対象となるのか。

A2. 平成28年度については、平成27年度(対前年度)中に実施した男性不妊治療についても対象とする。なお、本取扱いについては、毎年度、同様の取扱いとするので、留意願います。